

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

## 広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

### 広島県人事委員会規則第十号

#### 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「復職し」の下に「職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をし」を、「有効期間」の下に「自己啓発等休業の期間」を加える。

別表第一第一行政職給料表級別標準職務表を次のように改める。

#### 第一 行政職給料表級別標準職務表

##### 一級

主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職の職務

##### 二級

高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職の職務

##### 三級

1 主任の職務又はこれに相当する職の職務

2 主任主事若しくは主任技師の職務又はこれに相当する職の職務

##### 四級

本庁の主査若しくは係長の職務又はこれに相当する職の職務

##### 五級

本庁の主任主査若しくは課長補佐の職務又はこれに相当する職の職務

##### 六級

1 本庁の室長の職務又はこれに相当する職の職務

2 本庁の調整監若しくは課長代理の職務又はこれに相当する職の職務

##### 七級

本庁の課長の職務又はこれに相当する職の職務

##### 八級

本庁の部長の職務又はこれに相当する職の職務  
九級  
本庁の局長の職務又はこれに相当する職の職務

別表第一第六医療職給料表（級別標準職務表）一級の項1中「部長」を「主任部長」に改め、同項2中「広島病院及び安芸津病院」を「病院」に改め、同項5を削り、同項6を同項5と

し、同項7中「6」を「5」に改め、同項7を同項6とし、同表三級の項1中「広島病院」の下に「及び規模の大きい病院」を加え、「部長」を「主任部長」に改め、同項10中「9」を「10」に改め、同項10を同項11とし、同項9中「のうち、人事委員会が認めるもの」を削り、同項9を同項10とし、同項8を同項9とし、同項7を同項8とし、同項6を同項7とし、同項5を同項6とし、同項4中「広島病院及び安芸津病院」を「病院」に改め、同項4を同項5とし、同項3中「部長」を「主任部長」に改め、同項3を同項4とし、同項2の次に次のように加える。

### 3 広島病院以外の病院の副院長の職務

別表第一第六医療職給料表(一)級別標準職務表四級の項3中「広島病院」の下に「及び規模の大きい病院」を加え、「部長」を「主任部長」に改め、同項6中「5」を「8」に改め、同項6を同項9とし、同項の前に次のように加える。

### 8 本庁に勤務する衛生管理者の職務のうち、人事委員会が認めるもの

別表第一第六医療職給料表(一)級別標準職務表四級の項5を同項7とし、同項4を同項6とし、同項3の次に次のように加える。

### 4 規模の小さい病院の院長の職務のうち、人事委員会が認めるもの

### 5 規模の大きい病院の副院長の職務のうち、人事委員会が認めるもの

別表第十一1の部四の項(1)中「第五十三条」を「第八十五条」に改め、同部六の項(4)中「盲学校若しくはろう学校」を「特別支援学校」に改め、同項(19)中「及び第十条」を削り、同表2の部二の項(3)中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同項(6)及び(7)を次のように改める。

- (6) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。）の農業技術研修課程（農林水産省（省名変更前の農林省を含む。）の旧野菜・茶葉試験場、旧果樹試験場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶葉試験場の農業技術研修課程を含むものとし、いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者
- (7) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）及び海技課程専修科（旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。）の卒業者

別表第十一2の部二の項(8)を削り、同項(9)から(24)までを1ずつ繰り上げ、同項(25)中「及び第十条」を削り、同項(25)を同項(24)とし、同項(26)から(37)までを1ずつ繰り上げ、同表3の部一の項(1)中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同部二の項(1)中「若しくは中等教育学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の高等部」を「中等教育学校又は特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）」に改め、同項(4)中「独立行政法人海員学校本科」を「独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技

課程本科（旧独立行政法人海員学校本科を含むものとし、「に改め、同表4の部中学卒の項(1)中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学校部」を「特別支援学校（同法第七十六条第一項に規定する中学部に限る。）」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 この表の「特別支援学校」には改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校を含む。

2 この表の「保健師学校」、「保健師養成所」、「助產師学校」、「助產師養成所」、「看護師學校」、「看護師養成所」、「准看護師學校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ改正前の保健婦助產婦看護婦法による保健婦学校、保健婦養成所、助產婦学校、助產婦養成所、看護婦学校、看護婦養成所、准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第十三の備考7の五中「独立行政法人海員学校」を「旧独立行政法人海員学校」に改める。

一級	一級	一級	一級
五号	五号	十五号	二十五号
給	給	給	給
一級	一級	一級	一級
五号	九号	十九号	二十九号
給	給	給	給

に改め、同表の備考

中「第一項及び第二項」を削る。

別表第十五中

別表第十七中  
二級三十一號  
二級十三號  
二級一號給

一級十一號給

別表第十八中

一級	一級	一級	二級	二級	二級
一號	十一號	十一號	三號	十三號	四十三號
給	給	給	給	給	給

を

を

一級五號給	一級十五號給	一級二十五號給	二級七號給	二級十七號給	二級二十九號給	二級四十七號給
-------	--------	---------	-------	--------	---------	---------

に改める。

に改める

別表第十九中

一級	一級	一級	二級
一號	五號	十五號	一號
給	給	給	給

を

別表第二十中

一級二十九號給

を

別表第二十一中

七

に改める。

二級五號給  
一級十九號給  
一級五號給  
一級九號給

に改める。

別表第二十二中

二級十一号給	二級十五号給
二級五号給	二級九号給
二級一号給	二級五号給

を

二級五号給	二級十五号給
二級五号給	二級九号給
二級五号給	二級九号給

に改め、同表備考

2中「二級十五号給」を「二級十九号給」に、「二級九号給」を「二級十三号給」に改め、同表備考3中「二級五号給」を「二級九号給」に改める。

別表第二十四中「疾病による休暇」の下に「自己啓発等休業（大学等課程の履修のうち職員としての職務に特に有用であると認められるもの又は国際貢献活動のためのものに限る。）」を加え、「及び勤務時間」を「勤務時間」に改め、「限る。）による休暇」の下に「及び自己啓発等休業（前項に掲げるものを除く。）」を加える。

#### 附 則

この人事委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。